

桃の駅 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当団体は、桃の駅と称する。

### (事務所)

第2条 当団体は、主たる事務所を福島県南相馬市原町区上渋佐原田464クオリティコーポA101に置く。

### (目的)

第3条 当団体は、安全で安心できる地域の子育て環境作りに貢献できるよう、子どもや若者、及びその家族をサポートする拠点を設け、心理支援、生活支援の提供に関する事業を行うことを目的とする。

### (事業の種類)

第4条 当団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもや若者とその家族の心の健康と福祉の増進のための活動
- (2) 子どもや若者とその家族の心身の健康に関する普及啓発活動
- (3) 子どもや若者とその家族の心の健康に関する相談活動
- (4) 子どもや若者とその家族の支援技術の向上のための研修会等の実施
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第5条 当団体の広告は、当団体の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

### (入会)

第6条 当団体の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには、当団体所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

### (経費の負担)

第7条 会員には、入会金及び会費の納入を求めない。

### (退会)

第8条 会員は、いつでも退社することができる。ただし1ヶ月以上前に、当団体に対して予告するものとする。

### (除名)

第9条 当団体の会員が、当団体の名誉を毀損し、もしくは当団体の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由がある時は、総会の決議によりその会員を除名することができる。

### (会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号いずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後継人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総会員の同意があったとき

### 第3章 総会

#### (開催)

第11条 総会は、毎年11月に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第12条 総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より当該会員の議決権の3分の1をもって行う。

#### (議決権)

第13条 会員は、各1個の議決権を有する。

#### (議長)

第14条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

#### (議事録)

第15条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第4章 役員

#### (役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上10名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

#### (選任等)

第17条 理事は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

#### (任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### (理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。代表理事は、当団体を代表し、その業務を統括する。

#### (解任)

第20条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第24条 当団体の最初の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(定款の変更)

第26条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(法令の準拠)

第27条 本定款に定めのない事項は、全て法令に従う。